

品川区事業承継設備投資支援事業助成金交付要綱

制定	平成30年3月26日区長決定	要綱第107号
改正	令和2年3月18日区長決定	要綱第38号
改正	令和3年5月17日区長決定	要綱第142号
改正	令和4年4月1日区長決定	要綱第113号
改正	令和6年4月1日区長決定	要綱第200号

(目的)

第1条 この要綱は、事業承継を契機とした設備投資に係る経費の一部を品川区事業承継支援事業設備投資助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、品川区内外中小企業等の世代交代の促進による地域経済の発展および雇用の維持・拡大を目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、品川区内に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）ただし、次のいずれかに該当する企業（以下「みなし大企業」という。）および区長が別に定める業種を除く。

- (1) 1つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
- (3) 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
- (4) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

2 法人事業税および法人住民税（個人事業主は個人事業税および住民税）を滞納していないこと。

3 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていない事業者であること。

4 事業承継を3年以内に行う見込みを有する事業者または事業承継してから2年を経過していない事業者であること。

5 正社員含め1人以上雇用している事業者もしくは、助成金提出申請書類にて今後複数名雇用することが見込まれる具体的な計画を有し、その計画が妥当と判断できる事業者。

(家族従業員を除く)

6 本助成金の申請日前半年以内に品川区事業承継支援事業の個別支援（専門家派遣）を受けるとともに、区の経営相談を受けた事業者であること。

(助成金の対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号に定めるとおり、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 事業承継を契機として老朽化による設備更新・導入事業
- (2) 更なる発展に向けて競争力強化を目指した最新機械設備の導入事業

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に定めるとおりとし、助成金を交付する年度内において支払った経費とする。

- (1) 機械および装置の購入に係る経費
- (2) 器具および備品の購入に係る経費
- (3) 機械および装置の輸送に係る経費
- (4) 機械および装置の設置に係る経費

- (5) 小売業およびサービス業における内装・外装工事に伴う既存設備の一時移転に係る経費
- (6) 新規設備導入に伴う既存設備の廃棄に係る経費
- (7) その他区長が適当と認める経費
(助成金の額)

第5条 助成金の額は助成対象経費の2分の1とし、1企業あたりの限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 製造業に属する事業を営む事業者 500万円
- (2) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業を営む事業者 250万円
(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、区長に対し、ポータルサイトを用いたオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人は、名称および代表者ならびに事業所の所在地）
- (2) 助成対象事業
- (3) 助成対象事業の実施計画
- (4) 助成対象経費およびその内訳
- (5) 助成金の交付申請額
- (6) その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

（助成金の交付・不交付決定）

第7条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否および額を決定し、助成金交付決定通知書（第2号様式）または助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知する。

2 助成金の額は、審査内容、申請件数等を考慮し、予算の範囲内で決定する。

（助成事業の変更等）

第8条 交付対象者は、助成対象事業の内容および経費の変更または助成対象事業を中止しようとするときは、オンライン申請によりあらかじめ区長からその承認を受けなければならない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人は、名称および代表者ならびに事業所の所在地）
- (2) 実施事業名
- (3) 中止または変更の理由
- (4) その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、助成対象事業の内容および助成対象経費の配分を変更し、または助成対象事業を中止しようとする交付対象者は、あらかじめ助成対象事業中止（変更）承認申請書（第4号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 区長は、第1項または前項の申請を受理した場合は、当該申請の内容について審査し、

適当と認める場合には、交付対象者に中止（変更）承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（助成事業遅延等の報告）

第9条 交付対象者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延理由について書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 交付対象者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の遂行状況について指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付対象者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、区長に対し、オンライン申請により速やかに実績の報告をしなければならない。

2 前項のオンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力し、または当該事項を確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および住所（法人は、名称および代表者ならびに事業所の所在地）
- (2) 実施事業名
- (3) 助成対象経費総額
- (4) 助成金額
- (5) 助成対象事業の実施内容および成果
- (6) 助成対象事業の収支に関する事項
- (7) 次条の規定により助成金の額が確定したときは、当該確定額を請求する旨
- (8) その他区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、交付対象者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第6号様式）およびその他必要と認める書類を区長に提出しなければならない。ただし、区長が提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条の規定による報告を受理した場合は、速やかに内容を審査し、現地調査等を行い、助成事業等の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（第7号様式）により当該交付対象者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条 前条の交付確定通知を受けた交付対象者は、指定期日までに助成金の交付を区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により速やかに助成金を交付する。

（決定の取消し）

第14条 区長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 交付対象者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分についてすでに助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(助成金の経理等)

第16条 交付対象者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業者が行う助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(取得財産等の管理および処分)

第17条 交付対象者は、助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 交付対象者は、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って使用しなければならない。

3 交付対象者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または担保にしようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第9号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた交付対象者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

(違約金)

第18条 交付対象者は、15条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(検査)

第19条 交付対象者は、区長が助成対象事業の運営および経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は、地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和2年3月18日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年5月17日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。